

福井県報

第 288 号
令和 6 年
3 月 5 日(火)
火曜日発行

告 示

— 目 次 —

- 有害な興行の指定(八四・県民安全課)……………一
○救急業務に係る医療機関の認定(八五・丹南保健所)……………一
○道路の区域の変更(八六、八七・道路保全課)……………一
○道路の供用の開始(八八・同)……………二
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(八九・建築住宅課)……………三
公 告
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(県立病院)……………三
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業・市場開拓課)……………三
○農地を利用する権利の設定の裁定(中山間農業・畜産課)……………四
○土地改良区の役員の就任(福井農林総合事務所)……………五
○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………五
監査委員告示
○監査の結果に関する報告の公表(四、五)……………五
○監査の結果に基づく措置の公表(六)……………一七

告 示

福井県告示第84号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年3月5日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助

長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和6年2月20日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	ジェゾナーダンの獣 [4Kレストアデジタルマスター・カット] (原題) LE PACTE DES LOUPS (BROTHERHOOD OF THE WOLF)	TCエンターテインメント (フランス、ベルギー、ベネズエラ)

福井県告示第85号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月5日

福井県知事 杉本 達治

- 区分 救急病院
- 名称 東武内科外科クリニック
- 所在地 福井県越前市横市町6番地3
- 認定の有効期間
自 令和6年3月1日
至 令和9年2月28日

福井県告示第86号

主要地方道篠尾勝山線の下記区間において、歩道整備工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和6年3月

5日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	篠尾勝山線	新	勝山市鹿谷町本郷27 字芝草19番1から 勝山市鹿谷町本郷34 字堂ノ前9番3まで	8.5 ～ 8.7	79.2
			勝山市鹿谷町本郷27 字芝草19番4から 勝山市鹿谷町本郷34 字堂ノ前9番5まで	7.7 ～ 8.3	79.2
旧					

福井県告示第87号

一般国道365号および一般国道417号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和6年3月5日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	365号	新	丹生郡越前町梅浦123字 84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97字2 6番3まで	5.8 ～ 84.4	1,312.5
			丹生郡越前町梅浦123字 84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97字2 6番3まで	5.8 ～ 32.0	1,086.3
旧					

	6番3まで	84.4	
旧	丹生郡越前町梅浦123字 84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97字2 6番3まで	5.8 ～ 32.0	1,086.3

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	417号	新	丹生郡越前町梅浦123字 84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97字2 6番3まで	5.8 ～ 84.4	1,312.5
			丹生郡越前町梅浦123字 84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97字2 6番3まで	5.8 ～ 32.0	1,086.3
旧					

福井県告示第88号

一般国道365号および一般国道417号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の使用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和6年3月5日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	365号	丹生郡越前町梅浦85字8番4から 丹生郡越前町梅浦97字26番3まで	令和6年 3月10日

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	417号	丹生郡越前町梅浦85字8番4から 丹生郡越前町梅浦97字26番3まで	令和6年 3月10日

福井県告示第89号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年3月5日

福井県知事 杉本 達治

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所
一般社団法人ひとまち永平寺
吉田郡永平寺町松岡春日3-88
- 支援業務を行う事務所の所在地
吉田郡永平寺町松岡春日3-88

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月5日

福井県知事 杉本 達治

- 落札に係る物品の名称および数量
病理検査システムの更新および保守業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービスタ
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 落札者を決定した日
令和6年2月8日
- 落札者の名称および住所
株式会社ミタス
福井県福井市問屋町4丁目901番地
- 落札金額
47,014,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年12月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年3月5日

福井県知事 杉本 達治

- 大規模小売店舗の名称および所在地
(1) ドラッグコスモス江守中店
福井市江守中2丁目1415番地 外10筆
(2) ドラッグコスモス加茂河原店
福井市加茂河原三丁目1004番 外12筆
(3) ドラッグコスモス小浜木崎店
小浜市木崎13号小橋ノ本8-1他
(4) ドラッグコスモス鯖江小黑店
鯖江市小黑町3丁目702番 他1筆
(5) ドラッグコスモス丸山店

- 鯖江市丸山町四丁目801番 外1筆
- (6) ドラッグコスモス新保店
鯖江市新保二丁目字中笠木町3番 外13筆
- (7) ドラッグコスモス水落店
鯖江市水落町二丁目3101番 外13筆
- (8) ドラッグコスモス金津店
あわら市大溝二丁目3510番 外10筆
- (9) ドラッグコスモス三国店
坂井市三国町三国東六丁目605番 外6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
・株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
・福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビル3館4階
(変更後)
・株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
・福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
・株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
・福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビル3館4階
(変更後)
・株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
・福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 変更の年月日
令和5年9月1日
- 5 変更する理由
現在事項全部証明書の本店所在地からビル名称を削除したため。
- 6 届出のあった日
令和6年2月15日

7 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県小浜市遠敷1丁目101 若狭合同庁舎
福井県会計局会計課二州会計室
(ドラッグコスモス小浜本崎店のみ)
- (3) 福井県福井市手寄1丁目4-1
福井市商工労働部商工振興課
(ドラッグコスモス江守中店・ドラッグコスモス加茂河原店)
- (4) 福井県小浜市大手町6番3号
小浜市産業部商工振興課
(ドラッグコスモス小浜本崎店のみ)
- (5) 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市産業部環境部商工観光課
(ドラッグコスモス鯖江小黑店・ドラッグコスモス丸山店・ドラッグコスモス新保店・ドラッグコスモス水落町店)
- (6) 福井県あわら市市姫3丁目1番1号
あわら市経済産業部商工労働課
(ドラッグコスモス金津店のみ)
- (7) 福井県坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市産業部商工労働課
(ドラッグコスモス三国店のみ)
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出先
福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定により、福井県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月5日

福井県知事 杉本 達治

1 申請に係る農地の所在等
別紙1のとおり

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第32条第1項第1号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、福井県農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請者の希望する権利の始期等
別紙2のとおり

5 意見書の提出
申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限
令和6年3月19日

(2) 提出先
福井県農林水産部中山間農業・畜産課

(3) 記載事項
ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。
当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の公告の日から15年以上あるものである。

別紙1

所在および地番	地目	面積 (㎡)
勝山市村岡町郡2字33番1	田	2,637
勝山市村岡町郡2字34番1	田	2,878
勝山市村岡町郡2字35番1	田	1,393
勝山市村岡町郡2字43番1	田	1,237

勝山市村岡町寺尾36字27番1	田	2,463
勝山市村岡町寺尾45字19番1	田	1,436

別紙2

農地を利用する権利の始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額(円)
令和6年7月1日	10年	120,440

足羽川堰堤土地改良区連合から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年2月15日に役員を就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年3月5日

福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
理 事 米倉 興一郎 福井市東郷中島町11-20

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月5日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

坂井市丸岡町下安田26字声36番、37番、38番、39番、40番、41番、42番および43番

2 開発許可を受けた者の住所および氏名
福井市花堂中一丁目2番12号
日野マカニカル株式会社
代表取締役 加藤 正夫

調査委員告示

福井県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月5日

福井県監査委員 兼井 大
同 山浦 光一郎
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

定期監査等の結果および意見

第1 監査の概要
県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査等を実施した。

1 公表の対象機関
今回公表の対象とするのは、令和5年8月から令和6年2月までの間に定期監査等を実施したもののうち、普通会計に係る113機関（出先機関）である。

2 監査の主眼および重点事項等

(1) 定期監査（財務監査）においては、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼として監査を行った。また、次の3点を重点事項として実施した。

- ア 現金等の取扱いについて
 - イ 補助金の執行について
 - ウ 公用車の管理について
- (2) 行政監査においては、次のテーマについて経済性・効率性・有効性の観点から実施した。
- ア 電子決裁・文書管理システムの運用状況について

3 監査の実施内容
対象113機関のうち、65機関については実地監査を、48機関については書面監査を実施した。

	対象機関	出先機関	
		実地監査	書面監査
普通会計	知事部局	55	32
	教育委員会	47	28
	公安委員会	11	5
	計	113	65
			48

- (1) 実地監査について
対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が対象機関の関係者から説明を受けて実施した。
- (2) 書面監査について
対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果に基づき、令和6年2月20日に監査委員が書面により実施した。

第2 監査の結果

1 概要
監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は302件であった。なお、勧告に該当する事項はなかった。

区分	勧告	指摘事項	指導事項	計
子算関係	0件	0件	0件	0件
収入関係	0	7	29	36
支出関係	0	7	58	65
契約関係	0	2	59	61

工事関係	0	0	17	17
財産管理関係	0	15	75	90
その他	0	4	29	33
合計	0	35	267	302

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

《勧告》

次に該当するもので監査委員が特に必要と認めるもの

・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの

・ 故意または過失が原因となっているもの

《指摘事項》

・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの

・ 故意または過失が原因となっているもの

《指導事項》

・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 部局別の実施状況

(1) 総務部

対象機関および実施年月日	対象機関	実施年月日
福井県税事務所		5.12.18

イ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(2) 未来創造部

対象機関および実施年月日	対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南振興局(若狭)		5.10.27	京都事務所	6.2.20
嶺南振興局(二州)		5.10.26	大阪事務所	6.2.20
東京事務所		5.11.10	生活学習館	5.12.19
名古屋事務所		5.11.9		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 財産管理関係

・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 112,000円・修繕費 99,165円)

(嶺南振興局(若狭))

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(3) 防災安全部

対象機関および実施年月日	対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
消防学校		6.2.20	原子力環境監視センター	5.11.2

イ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(4) 交流文化部

対象機関および実施年月日	対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
恐竜博物館		6.2.20	一乗谷朝倉氏遺跡博物館	6.2.20
歴史博物館		6.2.20	福井運動公園事務所	5.12.14
美術館		6.2.20	武道館	6.2.20
若狭歴史博物館		5.11.22		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

・ 工事等に係る電気料個人負担金の算定を誤り、302,876円の過少徴収となっていた。(恐竜博物館)

b 財産管理関係

・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。(恐竜博物館)

(損害賠償額 95,294円)

・ 昨年度に引き続き、委託により取得した備品について、生産等調書により物品管理者に引き継ぎをせず、備品台帳への登記も行っていないものがあった。(恐竜博物館)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(5) エネルギー環境部

対象機関および実施年月日	対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
自然保護センター		6.2.20	年輪博物館	6.2.20
海浜自然センター		6.2.20		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 契約関係

・ 契約金額が50万円以上の物品調達において、請書を徴していないものがあった。(海浜自然センター)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(6) 健康福祉部

対象機関および実施年月日	対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井健康福祉センター		5.10.3	総合福祉相談所	6.2.20
坂井健康福祉センター		5.10.30	こども療育センター	5.9.5
奥越健康福祉センター		5.8.30	嶺南振興局 救済児童相談所	6.2.20
丹南健康福祉センター		6.2.20	和歌学園	5.10.13
嶺南振興局		5.11.2	看護専門学校	5.9.5
二州健康福祉センター		6.2.20	衛生環境研究センター	6.2.20

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- a 収入関係
- 行政財産使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続きを行わないまま納入通知書を発行しているものがあつた。(看護専門学校)

b 支出関係

- 3年連続して、電気料の支払手続を失念したため、同じ口座から引落予定の別の料金が引落不能となっているものがあつた。(総合福祉相談所)
- 昨年度に引き続き、報償費の支払金額を誤り、後日返納を受けているものがあつた。(看護専門学校)

c 財産管理関係

- 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(福井健康福祉センター)

(損害賠償額 53,152円、修繕費 99,737円)

- 公用車の事故(物損7件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(福井健康福祉センター)

(損害賠償額 93,265円、修繕費 117,821円、98,626円、98,307円、94,193円、15,400円、13,750円)

(総合福祉相談所)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(7) 産業労働部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井産業技術専門学院	5.12.21	工業技術センター	6.2.20
敦賀産業技術専門学院	6.2.20		

イ 結果

(ア) 指摘事項はなかつた。

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(8) 農林水産部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井農林総合事務所	5.11.20	畜産試験場	5.11.8
坂井農林総合事務所	5.10.23	家畜保健衛生所	6.2.20
奥越農林総合事務所	5.10.12	水産試験場	6.2.20
丹南農林総合事務所	5.11.6	越前漁港事務所	5.9.6
農業試験場	5.10.4	総合グリーンセンター	5.11.29

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- 土地改良財源に係る他目的使用料の測定が著しく遅れていた。(丹南農林総合事務所)
- 3年連続して、漁港施設使用料の算定を誤り、23円の過少徴収となっていた。(越前漁港事務所)

b 支出関係

- 負担金の支払金額を誤り、3,000円の過大支出となっていた。(福井農林総合事務所)

- 補助金について、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査していたため、補助金1件3,819円を過大に交付していた。(奥越農林総合事務所)

- 3年連続して、補助金について、補助対象額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあつた。(丹南農林総合事務所)

c 財産管理関係

- 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(福井農林総合事務所)

(損害賠償額 105,458円、修繕費 25,355円、修繕費 15,400円)

d その他

- 治山事業で施工した箇所においてモルタルが剥離・落下したことにより、損害賠償金が発生していた。(丹南農林総合事務所)

(損害賠償額 690,030円)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(9) 土木部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井土木事務所	5.11.15	嶺南振興局 小浜土木事務所	5.11.21
三国土木事務所	5.11.1	吉野瀬川ダム建設事務所	6.2.20
奥越土木事務所	5.10.2	福井港湾事務所	6.2.20
丹南土木事務所	5.10.20	嶺南振興局 敦賀港湾事務所	5.11.29
嶺南振興局 敦賀土木事務所	5.10.6	福井空港事務所	6.2.20

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- 行政財産使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続きを行わないまま納入通知書を発行しているものがあつた。(奥越土木事務所)

b 契約関係

- 昨年度に引き続き、修繕契約において、調った額の収入印紙が貼付された契約書を受理しているものがあつた。(嶺南振興局小浜土木事務所)

c 財産管理関係

- 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(三国土木事務所)
- 昨年度に引き続き、郵便切手類について、郵便切手類出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。(奥越土木事務所)
- 昨年度に引き続き、原材料品について、原材料品出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。(丹南土木事務所、嶺南振興局小浜土木事務所)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(10) 教育委員会
ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井教育事務所	5.11.27	美方高等学校	5.9.28
生涯学習センター	5.12.19	若狭高等学校	6.2.20
教育総合研究所	5.9.11	福井農林高等学校	5.10.4
特別支援教育センター	5.9.5	科学技術高等学校	5.12.14
図書館	6.2.20	敦賀工業高等学校	6.2.20
こども歴史文化館	6.2.20	福井商業高等学校	6.2.20
奥越高原青少年自然の家	5.8.30	坂井高等学校	5.10.30
芦原青年の家	6.2.20	奥越明成高等学校	5.8.30
鯖江青年の家	6.2.20	武生商工高等学校	5.12.4
三方青年の家	5.9.28	若狭東高等学校	5.11.27
藤島高等学校	5.12.18	道守高等学校	5.12.14
高志高等学校	5.10.3	盲学校	5.12.21
羽水高等学校	6.2.20	ろう学校	6.2.20
足羽高等学校	6.2.20	福井特別支援学校	6.2.20
三国高等学校	5.11.8	福井南特別支援学校	6.2.20
金津高等学校	5.12.4	福井東特別支援学校	5.9.5
丸岡高等学校	6.2.20	清水特別支援学校	6.2.20
大野高等学校	5.10.16	嶺北特別支援学校	6.2.20
勝山高等学校	5.10.16	奥越特別支援学校	5.10.16
鯖江高等学校	6.2.20	南越特別支援学校	5.12.4
丹生高等学校	5.10.13	嶺南東特別支援学校	5.9.28
武生高等学校	6.2.20	嶺南西特別支援学校	5.11.27
武生東高等学校	6.2.20	高志中学校	5.10.3
敦賀高等学校	6.2.20		

イ 結果

(ア) 指図書として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- a 収入関係
 - ・ 生産物売払収入の調定が著しく遅れていた。(坂井高等学校)
 - b 支出関係
 - ・ 戻入処理しなければならない当年度支出に係る光熱水費について、歳入調定し、雑入で受け入れていた。(福井商業高等学校)
 - c 財産管理関係
 - ・ 昨年度に引き続き、備品の廃棄処分後に廃棄調書を作成しているものがあつた。(若狭高等学校)
 - d その他
 - ・ 章刈り作業の際、不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 211,948円) (敦賀高等学校)
- (イ) 指図書として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(11) 公安委員会
ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井警察署	5.12.19	坂井西警察署	5.9.11
福井南警察署	6.2.20	鯖江警察署	6.2.20
大野警察署	6.2.20	越前警察署	6.2.20
勝山警察署	6.2.20	敦賀警察署	6.2.20
あわら警察署	5.12.4	小浜警察署	5.11.22
坂井警察署	5.11.29		

イ 結果

(ア) 指図書として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- a 収入関係
 - ・ 令和4年度の証紙収納額報告の一部について、年度を越えて報告しているものがあつた。(敦賀警察署)
 - b 支出関係
 - ・ 報償費について、債権者を誤って支出し、翌年度に返納を受けるとともに正しい債権者へ支払っているものがあつた。(小浜警察署)
 - c 財産管理関係
 - ・ 公用車の事故(物損8件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 84,040円・修繕費 13,728円、修繕費 191,686円、99,825円、80,597円、52,800円、49,940円、33,671円、8,580円) (福井警察署)
 - ・ 公用車の事故(物損5件)により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。(損害賠償額 1,482,800円・修繕費 224,543円、損害賠償額 475,200円・修繕費 859,463円・運搬費 30,000円、修繕費 99,770円、99,506円、30,800円) (越前警察署)
 - ・ 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 95,746円、87,387円) (敦賀警察署)
 - ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 291,874円、209,517円、79,266円、21,780円、19,228円) (小浜警察署)
 - d その他
 - ・ 看板の管理不備により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 161,099円) (福井南警察署)
 - ・ 交通違反車両誘導の際、不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 231,403円) (坂井西警察署)
- (イ) 指図書として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

3 指図書事項

改善を求めた指図書事項の主なもの、次のとおりである。

- (1) 収入関係
 - ・ 誤って徴収したものと証紙の抹消を誤ったものがあり、還付加算金が発生しているものがあつた。
- (2) 支出関係
 - ・ 公共料金等の支払において、公共料金前渡職員口座(公共料金引落専用口座)への支

払手を失念したため、引落不能となっているものがあつた。
支払金額を誤り、後日返納を受けているものや追加で支払しているものがあつた。

(3) 契約関係

- 委託契約において、収入印紙が貼付されていない契約書や誤った額の収入印紙が貼付された契約書を受領しているものがあつた。
- 委託契約において、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていないものがあつた。

(4) 工事関係

- 工事検査は、契約担当者または契約担当者から検査を命じられた工事検査職員が行わなければならないが、他の職員が行っているものがあつた。
- 契約書に単価抜き設計書を添付していなかった。

(5) 財産管理関係

- 委託や工事により取得した備品について、生産等調書により物品管理者に引継ぎをせず、備品台帳への登記も行っていないものがあつた。
- 委託や工事により取得した備品について、生産等調書により物品管理者に引継ぎをする際、金額を誤っているものがあつた。

(6) その他

- 内部統制にかかわるリスク評価シートについて、前年度の指摘事項を重点取組事項として選定していないものがあつた。
- 出納員等による月1回の会計書類と帳簿の照合を行っていない所属があつた。

4 重点事項等

改善を求めた指導事項等の主なものは、次のとおりである。

(1) 定期監査（財務監査）

- ア 現金等の取扱いについて
- 郵便切手類について出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。
 - 現金領収した手数料等について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあつた。
- イ 補助金の執行について
- 補助金額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあつた。
 - 要綱や要領で定める期限までに実績報告書を徴しなければならないが、遅れているものがあつた。

ウ 公用車の管理について

- 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
- 県有自動車管理規程に基づく事故報告を怠っているものがあつた。
- 運転日誌の酒気確認欄の記載が漏れているものが多数見受けられた。

(2) 行政監査

- ア 電子決裁・文書管理システムの運用状況について
- 電子決裁対象文書について、特段の理由なく紙決裁としている所属があつた。
 - 電子決裁対象文書で原本保存が必要な紙文書について、福井県電子決裁運用方針に定められた方法により保存していない所属があつた。

第3 監査の意見

監査の結果について、次のとおり意見を付す。

1

支出事務、財産管理事務、契約事務を中心に、基本的な手続の不備や確認不足による誤りが多く見受けられたほか、前年度の監査において是正または改善を求めたにもかかわらず、措置が不十分と認められる事例が複数見受けられた。原因を把握した上で実効性のある再発防止策を講じるとともに、職員相互による内部チェックが形骸化することなく十分に働くよう、さらなる内部統制の充実強化、効果発現に努められたい。

2 現金の取扱いについては、領収した現金の指定金融機関への払込みが遅れていたものなど事務処理が適正に行われていないものが見受けられた。
現金については、紛失や盗難等の可能性があり、厳正な管理が必要なことから、複数職員による確認を徹底するなど内部統制を有効に働かせ、慎重かつ確実に行われたい。

3 公用車の事故等による修繕費の支出が多く発生している。県は交通安全、交通事故抑止を推進する立場であることを十分に認識し、安全運転意識の醸成に努めるとともに、事故の原因を分析し、未然防止に向けた対策を強化されたい。
また、令和5年12月からの改正道路交通法施行規則の施行に伴い、運転前後における酒気確認等の適切な実施を徹底されたい。

4 地方公共団体の契約は一般競争入札を原則としており、契約締結に当たっては、競争性のある契約方法をとることができないか十分に検討を行うことが必要である。
一定金額以内の契約については、随意契約によることができるが、一括して発注可能である契約を分割して発注しているものがあつたので、公正性や経済性の確保の観点から適正な事務の執行に務められたい。
また、特命随意契約とする場合においても、業務内容や範囲を精査し、競争が可能な部分を分割して契約を行うなど、競争性を確保するよう務められたい。

5 物品管理については、受払に係る手続誤りや備品台帳等への登記が適正でないものが複数見受けられた。物品の受払の際は複数職員により確認を行うとともに、定期的に現物と台帳等との照合を行うなど、適正な管理に努められたい。

6 電子決裁・文書管理システムが令和4年4月から稼働し、文書の起案・決裁・保存等は電子化して行うこととなっているが、特段の理由なく紙決裁としているものや、電子決裁を行ったにもかかわらず書類を保管しているもの等、誤った処理が多数見受けられた。業務効率化や職員の働き方改革等の推進のため、適切な運用を徹底されたい。

福井県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月5日

福井県監査委員	兼井 大
同	山浦 光一郎
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

財政援助団体等監査の結果および意見

第1 監査の概要

財政援助団体等における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、監査を実施した。

1 公表の対象団体

今回公表の対象とするのは、令和5年7月から令和6年2月までの間に監査を実施した35団体である。

財政的援助等の種類別区分
対象団体を財政的援助等の種類により区分すると、次のとおりである。

財政的援助等の種類	団体数
県が出資・出えんしている団体（以下「出資・出えん団体」という）	13
県が公の施設の管理委託をしている団体（以下「指定管理者」という）	6
県が補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という）	25

※財政的援助等の種類が重複している団体があり、実数は35団体である。

2 監査の主旨

令和4年度事業を対象とし、財政的援助等を与えている各団体の出納その他の事務の執行について次の事項を主眼として監査を実施した。

- (1) 出資・出えん団体
関係法令等を遵守し、出資目的に沿った業務が適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 指定管理者
関係法令等を遵守し、協定事項に基づき適正に業務が履行され、効率的な運営がなされているか。
- (3) 補助金等交付団体
関係法令等を遵守し、補助金等の交付目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

3 監査の実施内容

- 対象35団体のうち、12団体については実地監査を、23団体については書面監査を実施した。
- (1) 実地監査について
対象団体から資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が対象団体の関係者から説明を受けて実施した。
なお、監査委員 五十嵐昌子は、地方自治法第199条の2の規定により、公益財団法人 福井県国際交流協会の監査に加わらなかった。
- (2) 書面監査について
対象団体から資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果に基づき、令和6年2月20日に監査委員が書面により実施した。
なお、監査委員 伊藤和弘は、地方自治法第199条の2の規定により、医療法人 仁仁会への監査に加わらなかった。

第2 監査の結果

1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は、指摘事項2件（団体1件、所管所属1件）、指導事項32件（団体18件、所管所属14件）であった。なお、報告に該当する事項はなかった。
※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

《報告》

- 次に該当するもので監査委員が特に必要と認めるもの
- 違法または不当な事項で、脱りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- 故意または過失が原因となっているもの

《指摘事項》

- 違法または不当な事項で、脱りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- 故意または過失が原因となっているもの
- 《指導事項》
- 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 監査の実施状況

(1) 公立大学法人 福井県立大学

実施年月日 令和5年7月28日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

- a 出資・出えん団体の目的
時代の進展に即応した魅力ある学術文化の拠点として、広い視野に立った高度の専門的知識・技術を身に付けた、創造力と実行力に富む人間性豊かな人材を養成するとともに、先端的な特色ある研究を推進し、その学術情報を社会へ開放することにより、福井県はもとより、我が国と世界の福祉の向上に寄与するため、大学を設置し、および管理すること。
- b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
8,770,409,404円	8,770,409,404円	100.0%

(イ) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助金の額	交付金額
公立大学法人福井県立大学施設整備費等補助金	106,998,100	
高等教育修学支援事業補助金	76,206,400	
未来協働プラットフォームふくい推進事業補助金	9,536,314	
交付金		(単位：円)
公立大学法人福井県立大学運営費交付金	2,687,438,113	

ウ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(2) 公益財団法人 ふくい産業支援センター

実施年月日 令和5年7月28日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

- a 出資・出えん団体の目的
中小企業の経営革新、創業の促進および経営基盤の強化等を総合的に支援するとともに県内企業の科学技術の研究開発、人材育成ならびにデジタル振興を推進することにより、本県産業の活性化・高度化を図り、もって本県経済の発展に寄与すること。
- b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
2,855,304,000円	2,167,827,000円	75.9%

(イ) 指定管理者の出納その他の事務の執行状況

委託施設名	委託期間	指定管理料
福井県産業情報センター	R3.4.1～R8.3.31	103,323,000円＋利用料金制
福井県中小企業産業大学校	R3.4.1～R8.3.31	43,298,000円＋利用料金制

(ウ) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助金の額
ふくい産業支援センター運営費補助金	181,013,122
県内企業のDX推進事業補助金	127,290,427
おもてなし産業魅力向上支援事業補助金	54,403,045
商店街等空き店舗対策支援事業補助金	11,543,824
産業情報化支援事業費補助金	10,441,587
UIターン移住創業支援事業補助金	10,111,791

新事業チャレンジステータス事業補助金	8,869,000
総合相談窓口設置事業補助金	8,476,050
ふくい県産品マツチング機会創出支援事業補助金	7,653,327
ふくい県産品マツチング機会創出強化事業補助金	5,712,851
越境ECを活用した販路開拓支援事業補助金	4,236,775
デザインノクタート事業補助金	2,900,000
学生・若者起業チャレンジプロジェクト補助金	2,239,568
産業デザインプロジェクト事業補助金	1,858,369
福井デザインプロジェクト開催事業補助金	1,683,000
負担金	(単位：円)
福井県海外事務所(上海)運営負担金	24,143,960

結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(3) 公益社団法人 ふくい農林水産支援センター

ア 実施年月日 令和5年7月14日

イ 監査事項

(ア) 出資・出せん団体の出納その他の事務の執行状況

ア 出資・出せん団体の目的
新規就農者への支援、農地中間管理事業、農林水産業に関する研修および教育等を行うことにより、農林水産業の担い手の確保および育成、農業経営基盤の強化の促進を図り、もって福井県の農林水産業の発展および環境の保全に寄与すること。

ア 出資・出せん金等

基本金等額	802,040,000円	県の出資・出せん額	651,000,000円	出資・出せん割合	81.1%
-------	--------------	-----------	--------------	----------	-------

(イ) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助金の名称	補助金額		
農地中間管理事業費補助金	農地中間管理事業費補助金	86,589,163		
農林漁業研修事業費補助金	農林漁業研修事業費補助金	25,740,000		
新農業人育成確保促進事業費補助金	新農業人育成確保促進事業費補助金	9,356,000		
農地中間管理事業費補助金(特例事業)	農地中間管理事業費補助金(特例事業)	683,000		
貸付金	貸付金	(単位：円)		
貸付金の名称	前年度末残高	当年度貸付額	当年度償還額	当年度末残高

結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(4) 福井県道務公社

ア 実施年月日 令和5年8月3日

イ 監査事項

(ア) 出資・出せん団体の出納その他の事務の執行状況

ア 出資・出せん団体の目的
福井県の区域およびその周辺の地域において、その通行または利用について料金を徴収することのできる道路の新設、改善、維持、修繕その他の管理を総合かつ効果的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与すること。

ア 出資・出せん金等

基本金等額	756,000,000円	県の出資・出せん額	648,000,000円	出資・出せん割合	85.7%
-------	--------------	-----------	--------------	----------	-------

(イ) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

委託施設名	委託期間	指定管理料
福井県立音楽堂	H31.4.1～R6.3.31	332,857,378円+利用料金制
負担金	負担金の名称	負担金額
芸術文化プロジェクト設置事業負担金	芸術文化プロジェクト設置事業負担金	31,971,309

結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(5) 公益財団法人 福井県グローバル人材基金

ア 実施年月日 令和5年12月22日

イ 監査事項

(ア) 出資・出せん団体の出納その他の事務の執行状況

ア 出資・出せん団体の目的
県内大学生等の語学力向上やアジア地域を中心とするグローバル経済の知識習得に関する事業を行い、国際社会で活躍できる人材の育成に寄与すること。

ア 出資・出せん金等

基本金等額	2,015,000,000円	県の出資・出せん額	2,015,000,000円	出資・出せん割合	100.0%
-------	----------------	-----------	----------------	----------	--------

(イ) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

委託施設名	委託期間	指定管理料
福井県立音楽堂	H31.4.1～R6.3.31	332,857,378円+利用料金制
負担金	負担金の名称	負担金額
芸術文化プロジェクト設置事業負担金	芸術文化プロジェクト設置事業負担金	31,971,309

結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(6) 公益財団法人 福井県文化振興事業団

ア 実施年月日 令和5年12月22日

イ 監査事項

(ア) 出資・出せん団体の出納その他の事務の執行状況

ア 出資・出せん団体の目的
芸術文化等多様な文化振興事業を行うことにより、県民の文化意識の高揚を図り、もって個性豊かな地域の生活文化の向上発展に寄与すること。

ア 出資・出せん金等

基本金等額	1,177,203,111円	県の出資・出せん額	735,000,000円	出資・出せん割合	62.4%
-------	----------------	-----------	--------------	----------	-------

(イ) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

委託施設名	委託期間	指定管理料
福井県立音楽堂	H31.4.1～R6.3.31	332,857,378円+利用料金制
負担金	負担金の名称	負担金額
芸術文化プロジェクト設置事業負担金	芸術文化プロジェクト設置事業負担金	31,971,309

(イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(7) 公益財団法人 福井県労働者福祉基金協会

ア 実施年月日 令和6年2月20日
イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

ア 出資・出えん団体の目的

福井県下労働者の自主的活動を基調とし、労働福祉事業の充実拡大と中小企業未組織労働者の積極的参加を推進し、もって県内労働者の福祉と地位の向上をはかること。

ウ 結果

基本金等額	270,146,880円	県の出資・出えん額	99,000,000円	出資・出えん割合	36.6%
-------	--------------	-----------	-------------	----------	-------

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

(イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(8) 一般財団法人 福井県産業会館

ア 実施年月日 令和5年12月22日
イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

ア 出資・出えん団体の目的

福井県産業会館の管理運営および見本市、展示会、会議、イベント、大会等の誘致を行うことにより、福井県の産業の振興および発展に寄与すること。

ウ 結果

基本金等額	66,000,000円	県の出資・出えん額	30,000,000円	出資・出えん割合	45.4%
-------	-------------	-----------	-------------	----------	-------

(イ) 指定管理者の出納その他の事務の執行状況

委託施設名

福井県産業振興施設

(サントーム福井)

委託期間

H31.4.1～R6.3.31

指定管理料

49,120,099円+利用料金制

ウ 結果

(ア) 指導事項はなかった。

(イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(9) 公益財団法人 福井県国際交流協会

ア 実施年月日 令和5年12月22日
イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

ア 出資・出えん団体の目的

幅広い県民の参加による全県的な国際理解、国際交流、国際協力および多文化共生を推進するため、必要な国際交流などに関する諸事業を行い、もって本県の国際化に寄与すること。

ウ 結果

基本金等額	1,511,834,519円	県の出資・出えん額	1,200,000,000円	出資・出えん割合	79.3%
-------	----------------	-----------	----------------	----------	-------

(イ) 指定管理者の出納その他の事務の執行状況

委託施設名

福井県国際交流会館

委託期間

H31.4.1～R6.3.31

指定管理料

106,231,000円+利用料金制

ウ 結果

指導・指導事項はなかった。

(10) 公益財団法人 福井県建設技術公社

ア 実施年月日 令和5年12月22日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

ア 出資・出えん団体の目的

建設事業に関する技術力の向上および普及啓発を行うとともに、建設事業の円滑かつ効率的な執行を図り、もって県民の福祉の向上に寄与すること。

ウ 結果

基本金等額	63,000,000円	県の出資・出えん額	63,000,000円	出資・出えん割合	100.0%
-------	-------------	-----------	-------------	----------	--------

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

(11) 公益財団法人 福井県下水道公社

ア 実施年月日 令和5年12月22日
イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

ア 出資・出えん団体の目的

公共用水域の水質保全事業を支援するために、下水道施設の管理運営支援および下水道に関する調査研究・研修を行うとともに、下水道知識の普及・啓発を行い、県民の健康で快適な生活環境の向上に寄与すること。

ウ 結果

基本金等額	10,000,000円	県の出資・出えん額	5,000,000円	出資・出えん割合	50.0%
-------	-------------	-----------	------------	----------	-------

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

(12) 公益財団法人 足羽川水源地域対策基金

ア 実施年月日 令和5年12月22日
イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

ア 出資・出えん団体の目的

足羽川ダムの建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域の振興および環境整備等に関する調査研究ならびにこれらにこれらの施策に必要な資金の貸付け、交付等の援助を行うことにより、水没関係住民の生活安定および水没関係地域の発展を図り、もって足羽川ダムの建設を促進し、流域の安全の確保に寄与すること。

ウ 結果

基本金等額	3,183,603,010円	県の出資・出えん額	2,105,734,920円	出資・出えん割合	66.1%
-------	----------------	-----------	----------------	----------	-------

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

(13) 公益財団法人 福井県防犯協会

ア 実施年月日 令和5年12月22日
イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の出納その他の事務の執行状況

ア 出資・出えん団体の目的

犯罪のない安全な社会の実現を目指して、県民の防犯思想の高揚、少年の健全育成、暴力の退治および善良な風俗の保持に努めるほか、防犯施策に関する調査研究および指導を行い、もって防犯活動の発展に寄与すること。

ウ 結果

基本金等額	334,300,000円	県の出資・出えん額	100,000,000円	出資・出えん割合	29.9%
-------	--------------	-----------	--------------	----------	-------

ウ 結果
指摘・指導事項はなかった。

- (14) 公益財団法人 若狭湾エネルギー研究センター
 ア 実施年月日 令和6年2月20日
 イ 監査事項
 (ア) 指定管理者の出納その他の事務の執行状況

委託施設名	委託期間	指定管理料
福井県若狭湾エネルギー研究センター	R3.4.1~R8.3.31	522,645,000円

(イ) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況
 a 補助金 (単位:円)

補助金の名称	補助金額
嶺南地域新産業創出支援事業補助金	15,669,581
エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金	6,874,000
福井県国際原子力人材育成センター運営事業補助金	6,200,343

ウ 結果
 (ア) 指摘事項はなかった。
 (イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

- (15) まちづくり福井駐車場管理センター
 ア 実施年月日 令和6年2月20日
 イ 監査事項
 (ア) 指定管理者の出納その他の事務の執行状況

委託施設名	委託期間	指定管理料
福井駅西口地下駐車場	R3.4.1~R8.3.31	47,661,000円

ウ 結果
 (ア) 指摘事項はなかった。
 (イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

- (16) 学校法人 福井学園
 ア 実施年月日 令和6年2月20日
 イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況
 a 補助金 (単位:円)

補助金の名称	補助金額
私立高等学校教育振興補助金	137,066,294
私立高等学校等就学支援事業補助金	76,976,600
私立高等学校教育施設整備事業補助金	49,781,000
私立高等学校等就学支援金事務費交付金	310,880

ウ 結果
指摘・指導事項はなかった。

- (17) はち川土地改良区
 ア 実施年月日 令和6年2月20日
 イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況
 a 補助金 (単位:円)

補助金の名称	補助金額
県単土地改良事業補助金	10,025,000
土地改良施設突発事故復旧事業補助金	6,095,000

ウ 結果
指摘・指導事項はなかった。

- (18) 県民スポーツ実行委員会
 ア 実施年月日 令和6年2月20日
 イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況
 a 補助金 (単位:円)

補助金の名称	補助金額
県民スポーツ祭補助金	13,500,000

ウ 結果
 (ア) 指摘事項はなかった。
 (イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

- (19) 一般財団法人 福井県遺族連合会
 ア 実施年月日 令和6年2月20日
 イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況
 a 補助金 (単位:円)

補助金の名称	補助金額
遺族連合会補助金	15,233,820

ウ 結果
 (ア) 指摘事項はなかった。
 (イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

- (20) 社会福祉法人 光明寺福祉会
 ア 実施年月日 令和6年2月20日
 イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況
 a 補助金 (単位:円)

補助金の名称	補助金額
経費老人ホーム事務費補助金	61,924,848
社会福祉施設におけるサービス継続支援事業補助金	15,029,000
介護職員負担軽減支援事業補助金	3,251,000
小規模省エネルギー設備投資促進支援事業補助金	1,500,000
結核予防事業補助金	80,104

ウ 結果
指摘・指導事項はなかった。

- (21) 医療法人 キラキラ会松田病院
 ア 実施年月日 令和6年2月20日
 イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況
 a 補助金 (単位:円)

補助金の名称	補助金額
介護施設等整備事業補助金	72,070,000
重症難病患者在宅療養支援事業補助金	16,000

ウ 結果
 (ア) 指摘事項はなかった。
 (イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

- (22) 一般社団法人 Orange Kids' Care Lab.
 ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

補助金	補助金の名称	補助金額
a	重症心身障がい児者と家族のための在宅生活サポート事業補助金	7,070,900

(単位:円)

ウ 結果
 (ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、団体および所管所属に対して適切な措置を講じることが求めた。
 ・ 補助対象経費の算定を誤り、補助金279,910円を過大に請求し、受領していた。
 ・ 補助金について、適正な検査をしていなかったため、補助金279,910円を過大に交付していた。
 (イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。(障がい福祉課)

(23) 医療法人 穂仁会

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

補助金	補助金の名称	補助金額
a	新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	106,074,000
	地域包括ケア病院等整備事業補助金	80,441,000
	死亡時画像診断システム等設備整備事業補助金	18,590,000
	社会福祉施設におけるサービスマン継続支援事業補助金	17,743,000

(単位:円)

ウ 結果
 指摘・指導事項はなかった。

(24) 国立大学法人 福井大学

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

補助金	補助金の名称	補助金額
a	新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	1,144,463,000
	未来滋働プラットフォームふくい推進事業補助金	43,297,417
	看護職員等処遇改善事業補助金	27,512,000
	新専門医制度対策事業補助金	18,296,277
	周産期母子医療センター運営事業補助金	7,238,000
	周産期医療施設設備整備事業補助金	1,824,000
	国総合防災訓練参加支援補助金	53,000
	医療従事者支援事業補助金	16,000

(単位:円)

ウ 結果
 指摘・指導事項はなかった。

(25) 鯖江商工会議所

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

補助金	補助金の名称	補助金額
a	小規模事業経営支援事業費補助金	52,616,931

(単位:円)

ウ 結果
 指摘・指導事項はなかった。

(26) 武生商工会議所

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

補助金	補助金の名称	補助金額
a	小規模事業経営支援事業費補助金	51,286,642

(単位:円)

ウ 結果
 指摘・指導事項はなかった。

(27) 越前産工業協同組合

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

補助金	補助金の名称	補助金額
a	産業観光ビジネス支援事業補助金	4,961,000
	伝統工芸品販売促進事業補助金	2,251,419
	地域特産工業振興対策事業補助金	2,226,000

(単位:円)

ウ 結果
 指摘・指導事項はなかった。

(28) 福井県経済農業協同組合連合会

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

補助金	補助金の名称	補助金額
a	配合飼料価格高騰に対する緊急支援事業補助金	22,642,924
	福井米体質強化事業費補助金	8,500,000
	食肉流通対策事業費補助金	4,654,626
	土壌保全調査事業費補助金	3,975,000
	若狭牛販売促進支援事業補助金	939,000

(単位:円)

ウ 結果
 (ア) 指摘事項はなかった。
 (イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(29) 永和住宅株式会社

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項
 (ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

補助金	補助金の名称	補助金額
a	県産材を活用したふくい住まい支援事業補助金	18,120,000
	電気自動車等導入企業支援事業補助金	41,000

(単位:円)

ウ 結果
 指摘・指導事項はなかった。

(30) ふくい県産材生産拡大協議会

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項

(ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

a 補助金

補助金の名称	補助金額
県産材搬出機械化支援事業補助金	12,706,000
労務流動化支援事業補助金	2,661,600

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(31) 坂井森林組合

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項

(ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

a 補助金

補助金の名称	補助金額
福井県民有林森林整備補助金	226,809,500
間伐材生産拡大事業補助金	63,942,000
未来へつなぐ森づくり事業補助金	6,950,000
緊急森林整備事業補助金	2,367,000
鳥獣害のない里づくり推進事業補助金	467,000

ウ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(32) 丸岡町土地改良区

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項

(ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

a 補助金

補助金の名称	補助金額
県単土地改良事業補助金	9,645,000

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(33) 九頭竜森林組合

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項

(ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

a 補助金

補助金の名称	補助金額
福井県民有林森林整備補助金	157,551,000
緊急森林整備事業補助金	27,283,000
未来へつなぐ森づくり事業補助金	10,380,000
コミュニケーション林業支援事業補助金	4,300,000
間伐材生産拡大事業補助金	1,022,000
鳥獣害のない里づくり推進事業補助金	340,000

ウ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(34) 大野市土地改良区

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項

(ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

a 補助金

補助金の名称	補助金額
田んぼダム利用促進事業補助金	11,900,000
県単土地改良事業補助金	3,275,000

ウ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(35) 越前福井森林組合

ア 実施年月日 令和6年2月20日

イ 監査事項

(ア) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

a 補助金

補助金の名称	補助金額
福井県民有林森林整備補助金	335,627,500
緊急森林整備事業補助金	38,839,000
未来へつなぐ森づくり事業補助金	4,401,000
鳥獣害のない里づくり推進事業補助金	2,337,000
間伐材生産拡大事業補助金	1,852,000
林業事業体DX促進支援事業補助金	1,000,000
林業事業体パワーアップ事業補助金	111,000

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

3 指導事項

改善を求めた指導事項の主なもの、次のとおりである。

- 補助金額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費としているものがあつた。
- 補助金交付事務マニュアルに定める実績報告書の添付書類を提出していないものがあつた。
- 補助金交付事務マニュアルでは、10万円以上の契約をする場合は、複数の業者による見積り合せを行うこととなっているが、特段の理由なく1者のみの見積書を徴し契約しているものがあつた。
- 随宜契約の見積り合せにおいて、予定価格を正しく定めていないものがあつた。
- 所管所属から補助事業者に対し補助金交付事務マニュアルを交付していないものがあつた。

第3 監査の意見

監査の結果について、次のとおり意見を付す。

1 出資・出せん団体

監査を実施した一部の団体において、各団体が整備している諸規程に定められた事務手続が執られていないものが見受けられたので、より適切な事務執行に努められたい。
団体を所管する所属においては、各団体の会計処理や事務手続が適切に行われ、出資目的に沿った業務が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、指導、監督に努められたい。

2 指定管理者

監査を実施した一部の団体において、各団体の内部規程に定められた事務手続が執られていないものが見受けられた。
指定管理者においては、基本協定書や各団体の内部規程に基づき適正な事務執行に努めるとともに、施設のさらなる利用促進および利用者サービスの向上に努められたい。
公の施設を所管する所属においては、指定管理者の業務が基本協定書等に基づき適正に実施されるよう、事業報告書等により業務の実施状況を的確に把握し、不備がある場合は改善を指示するなど、適切な指導、監督を徹底されたい。

3 補助金等交付団体
 監査を実施した一部の団体において、補助対象経費の算定を誤っているものや補助金交付事務でマニュアル等に定められた事務手続が執られていないものが見受けられたので、適正な事務執行に努められたい。
 補助金を交付する所属においては、各団体に対し不備があった事務手続等が改善されるよう指導を徹底されたい。また、補助金交付事務でマニュアルの不備や検査での確認不足が見受けられたので、速やかに改善されたい。

福井県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事、教育委員会教育長および公安委員会委員長から、令和6年1月9日付けの監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和6年3月5日

福井県監査委員 兼井 大
 同 山浦 光一郎
 同 五十嵐 昌子
 同 伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

1 未来創造部

監査対象機関	未来戦略課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 149,047円)
措置の内容	公用車の運転にあたっては、道路での運転時だけでなく駐車場の出入庫時にも十分に注意して運転するよう職員に周知徹底した。また、運転前後には、安全運転の声かけや体調確認などを行うよう指導し、事故防止に努めている。

2 交流文化部

監査対象機関	文化・スポーツ局文化課
監査の結果	委託契約において、支出証拠書類を紛失し、偽造により作成し直しているものがあった。
措置の内容	課員全員に対して、法令および公務員倫理に則った業務執行と、公文書の適正な管理を徹底するよう改めて周知した。また、グループの業務の進捗状況について、リーダーが定期的に確認を行うとともに、事務処理が財務規則に則って適正に執行されるよう複数職員による内容確認を徹底する。

監査対象機関	文化・スポーツ局スポーツ課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費等の支払が発生していた。 (修繕費等 116,193円、99,451円)
措置の内容	全職員に対し、交通安全と交通法規の遵守について改めて注意を喚起するとともに、公用車は私有財産であることを認識し駐車場入出庫の際には細心の注意を払うよう、また、公用車を損傷した際には速やかな報告をするよう周知徹底した。

3 エネルギー環境部

監査対象機関	自然環境課
監査の結果	補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。
措置の内容	補助金交付にかかる実績報告書の受理後は、速やかに額の確定の手続を行うよう担当者を指導するとともに、再発防止のため課員全員へ周知徹底した。

4 健康福祉部

監査対象機関	児童家庭課
監査の結果	昨年度に引き続き、補助金について、補助事業に要する経費が20%以上減額になったにもかかわらず、補助事業計画変更承認手続を執っていないものがあつた。
措置の内容	補助事業に要する経費が20%以上減額になった場合は、変更承認手続が必要であることについて、改めて、全職員に周知徹底した。また、補助事業に要する経費が20%以上減額になっていないか等を確認する確認項目一覧表を作成し、決裁時に添付することによってグループリーダーや総務担当者等、複数職員によるチェック体制を強化した。

監査対象機関	健康医療局健康政策課
監査の結果	昨年度に引き続き、栄養士免許申請手数料について、証紙の抹消を誤り、過誤納金として還付しているものがあつた。
措置の内容	栄養士免許書換申請において、過去に処理済みであつたにもかかわらず、台帳情報との確認を怠り、重複する申請を誤って受理してしまつたことから、申請が正しいか台帳を照合する等の事前の確認作業を徹底するとともに、複数名での確認が完了した後に証紙を抹消するよう指導する。

5 産業労働部

監査対象機関	経営改革課
監査の結果	報償費および旅費について、債権者を誤って支出し、後日返納を受けているものがあつた。
措置の内容	支出する際には、債権者の住所・氏名、口座番号に誤りがないか十分に確認するよう担当者を指導するとともに、決裁時の各職員によるチェックを徹底することにより、再発防止を図っている。

6 農林水産部

監査対象機関	流通販売課
監査の結果	昨年度に引き続き、補助金について、補助金額に影響はなかつたものの、補助対象外としなければならぬ経費を対象経費として検査しているものがあつた。
措置の内容	補助金の検査にあつたつては、補助金交付事務でマニュアル等と照らして補助対象経費に適合しているかなどをグループリーダーを含めた複数職員で確認し、再発防止に努める。

監査対象機関

監査対象機関	園芸振興課
監査の結果	昨年度に引き続き、郵便切手類について、郵便切手類出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。
措置の内容	県証紙を購入する際にも登記が必要であることを職員に周知徹底し、登記の状況についてグループリーダーを含めた複数職員で年2回以上確認することとした。

7 土木部

監査対象機関	河川課
監査の結果	不注意によりパソコンを損傷し、修繕費を支出していた。 (修繕費 133,100円)
措置の内容	課員全員に対し、損傷事案の発生原因を説明し、リスク回避に対する意識付けを行うとともに、物品を取扱う際には細心の注意を払うよう改めて周知徹底した。

8 会計局

監査対象機関	審査指導課
監査の結果	公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 42,768円、修繕費 174,009円)
措置の内容	所属職員に対し、公務内外を問わず交通法規の遵守と安全運転に努めるよう改めて周知徹底した。今後も、あらゆる機会を捉えて交通事故防止に関する意識啓発を図っていく。

9 公営企業

監査対象機関	公営企業課
監査の結果	下水道料金の算定を誤り、178,086円の過大徴収となつていた。また、これにより還付加算金が発生していた。
措置の内容	複数の職員によるチェックを改めて徹底するとともに、チェックの際は2人1組で数字の読み合わせを行うよう指導した。また、下水道料金の計算に使用する書式の体裁に視覚的にわかりやすい工夫を施す等、算定誤りの再発防止に努めている。

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	高校教育課
監査の結果	公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 193,028円、修繕費 92,708円)
措置の内容	課員全員に対し、公私を問わず交通法規を遵守し、安全運転に努めるとともに、特に公用車を運転する際には細心の注意を払うよう改めて周知徹底した。また、今後も、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する意識啓発を図っていく。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	人身安全・少年課
監査の結果	公用車の事故(人身1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 32,878円)
措置の内容	左折時の事故であり、当事者に対しては左後方をはじめ周囲の安全確認を確実に行うよう指導教養し、再発防止を図った。 また、課員に対しては、幹部会等で交通事故・違反防止の注意喚起を行うとともに、運転時の安全確認の徹底を指示し、交通事故防止に関する意識の向上を図っている。

監査対象機関	地域機動警察隊
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 569,327円)
措置の内容	事故の原因が運転者の不注意であることから、当事者および全所属員に対して安全運転の意識向上のための教養や指導を行った。 また、バイクによる追跡行為中の事故防止に係る動画視聴や安全運転管理者講習資料を用いたのグループ討議等を継続的に実施することにより、事故防止に係る意識啓発を図っている。

監査対象機関	捜査第一課
--------	-------

監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 445,632円)
-------	--

措置の内容	全課員に対し、全体会等を通じて「安全運転五則」の遵守、天候や交通環境等に応じた具体的な運転方法等の交通事故防止対策等を指示し、安全運転に対する意識向上を図っている。 また、当事者に対しては、運転中の緊張感と注意力の保持について指導し再発防止を図った。
-------	--

監査対象機関	組織犯罪対策課
--------	---------

監査の結果	公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 266,277円)
-------	--

措置の内容	トラッキングによる後退時の接触事故(誘導あり)であり、運転者に対しては、誘導員との連携と車両後退時における安全確認について指導教養し、再発防止を図った。 また、課員に対しては、本件事故を踏まえ、車両誘導の重要性等の教養を行い、事故防止を図っている。
-------	---

監査対象機関	交通機動隊
--------	-------

監査の結果	訓練用自動二輪車の転倒により、個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 169,015円、459,789円)
-------	---

措置の内容	訓練中の事故防止に関し、毎朝点検や出隊行事日に全隊員に指導教養し、安全意識の定着を図っている。 また、安全な転倒要領を身につけさせるなど、運転技能の向上に努めている。 庁舎南側訓練場については、訓練場所と私有車の駐車場所を完全に分離するため、二段に重ねた陸タイヤを敷くほか、訓練内容によっては、駐車場所を変更するなど、駐車車両と距離を取る対策を講じ、再発防止を図っている。 その他、訓練用バイクについては、任意保険で修理代金を支払うことができるよう全車両が保険加入した。
-------	--

令和六年三月五日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県